

平成21年10月19日

経済産業省 講堂

経済産業省政策会議
第2回税制改正要望ヒアリング（第2部）議事録

経済産業省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 副大臣あいさつ	1
1 . 要望内容の説明及び意見交換	2
日本繊維産業連盟、日本紡績協会、日本化学繊維協会	2
石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会	
日本鉱業協会、石炭エネルギーセンター	7
石油連盟、全国石油商業組合連合会	17
電気事業連合会	22
日本ガス協会	27
日本L Pガス協会	
エルピーガス協会	33
1 . 閉 会	37

開 会

高橋政務官 定刻にあと 30 秒ぐらいになりますが、始めたいと思います。第 3 回目になります税制改正要望ヒアリング、第 2 回目の午後の部という形になりますけれども、ただいまから始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ皆さん、ありがとうございます。

副大臣あいさつ

高橋政務官 まず増子経済産業副大臣のほうから、ごあいさつをお願いします。

増子経済産業副大臣 どうも皆さん、こんにちは。きょう午後の税制改正要望ヒアリングをただいまから開始させていただきたいと思います。皆さんには御多用中のところ、わざわざ経済産業省までおいでいただきまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。

この税制改正要望ヒアリングをスタートさせて 3 回目となりました。御案内のとおり、党税調がなくなりまして、政府税調一本で私たちは税制改正をしていくということになりました。そういう意味で私ども、競争力を高め、日本の企業がどういう形でしっかりとしたものをつくり上げていくことができるか、その中で「税は政治なり、税は国家なり」、基本的にこの考え方を私たちは持ちながら、皆さんの御要望を受けとめてしっかりとした税制改正につなげていきたい、そんな思いでございます。

当経済産業省からは、私が政府税調のメンバーとして参加させていただきます。きょうは議員の皆さんたくさんおいででございますが、議員の皆さんからもいろいろと関係の団体の皆さんに御質問や意見の交換があるかと思しますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。限られた時間で大変恐縮でございますが、活発な御意見の交換をしていただきながら実り多い税制改正要望ヒアリングにさせていただきたいと思っております。

きょうはありがとうございました。御礼申し上げます。

高橋政務官 ありがとうございます。

申し遅れましたが、本日、司会進行をさせていただきます大臣政務官の参議院議員の高

橋千秋でございます。よろしくお願い申し上げます。

もう一方、大臣政務官の近藤さんがお見えになりますので、一言。

近藤政務官 よろしくお願いいいたします。

高橋政務官 それでは、時間が限られておりますのでできればとやらせていただきたいと思いますが、皆様のお手元に時間割が行っているかと思えます。皆さんから説明していただいた後、質疑の時間を持たしていただきたいと思えますので、そこを御配慮いただいで説明をお願い申し上げたいと思えます。

それから、この会は経済産業省の政策会議でございますので、経済産業政策関連のものに限って御説明をいただきたいということと、きょうこの会議の内容はすべて公開させていただきますので、その旨御了承いただきたいと思えます。それから、議員の方々は、朝も申し上げましたけれども、議事録に載せさせていただきますので、御自分の名前を名乗ってから御質問のほうをお願い申し上げたいと思えます。

要望内容の説明及び意見交換

日本繊維産業連盟、日本紡績協会、日本化学繊維協会

高橋政務官 それでは、最初のグループとして日本繊維産業連盟、日本紡績協会、日本化学繊維協会のほうから御説明をお願い申し上げたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

日本繊維産業連盟 日本繊維産業連盟会長の下村でございます。

本日は、平成 22 年度税制改正にかかわる要望ヒアリングの時間をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

日本繊維産業連盟は、27 の繊維関係団体を傘下に持つ繊維産業全体を代表する団体でございます。本日は、お手元にヒアリングを希望しております日本化学繊維協会、日本紡績協会の平成 22 年度税制改正要望を配付させていただいております。これらの資料に基づきまして、最初に私のほうから繊維産業全体として特に重要な項目を申し上げ、その他各論の関心項目については、日本化学繊維協会、日本紡績協会の代表者からそれぞれ御説明をいたします。

それでは、説明に入りますが、着席させていただきます。

御承知のとおり、我が国の繊維産業は、地域繊維産地を含めていまだ 150 万人以上の雇

用を抱える大産業と言えらると思ひます。しかしながら、この 10 年間ほどで製造業を中心として企業数、生産量とも約半分に減少し、さらに現在も減少傾向に歯止めがかかっておりません。

このような情勢の中で、糸をつくる川上から生地をつくる川中、そして衣服等繊維製品をつくる川下に至る繊維企業は、必死に今事業分野の選択と集中に取り組み、量産品、定番品からの撤退と、高級品、差別化品への移行、輸出振興への取り組みを行っております。また、繊維産業は早くよりアジアを中心として海外展開を進めまして、中国、ASEAN 等の現地企業と激しい競争を行っておりますことは御承知のとおりでございます。

繊維を取り巻く景況は、中国などからの高水準の繊維製品の輸入と、百貨店、量販店、小売における国内衣料品の販売不振、加えて原料、燃料価格の高止まりによる川上・川中繊維業界における加工コストの大幅な上昇を余儀なくされておる次第でございます。そのため、関連企業は厳しい経営を強いられ、収益の悪化による倒産、廃業などが増え続けており、非常に厳しい状況に置かれておるのが現状でございます。

民主党のマニフェストにおきましては、税制改正について公平・透明・納得という納税者の視点に立った原則のもとで改正を行うと伺っております。繊維業界として今一番重要と考えております国際競争力強化及び生き残りの観点から、まず私から主要な 3 項目についてお願いしたいと思います。

第 1 に、グローバルな企業展開をする繊維産業の国際競争力の強化ということから、法人実効税率の引き下げ、国際課税の適正化、連結納税制度の見直しを強くお願いしたいということです。

第 2 に、将来の繊維業界の競争力の強化及び生き残りの源となる研究開発促進税制の延長をぜひお願いしたいということでもあります。

第 3 に、「環境税」の導入につきましては、エネルギー効率が相対的に低い他国への生産移転を助長し、地球全体ではかえって温暖化が促進され、また国内産業の空洞化につながる懸念があるので、これには強く反対いたします。

以下、それ以外の繊維産業にとって重要な税制改正項目につきまして、日本化学繊維協会、日本紡績協会から説明をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

日本化学繊維協会 日本化学繊維協会、税制専門委員の嶋井でございます。

化繊協会のほうから 4 点、要望させていただきたいと思ひます。

お手元の1ページの4番で、平成22年3月31日に期限を迎える産業活力再生法に係る登録免許税の特例の延長でございます。日本の企業の再編を促進し、日本の企業の競争力強化を支援する措置につきまして、さらに延長をお願いしたいということでございます。

続きまして、2ページ目、5の印紙税の廃止でございます。印紙税については商取引の形態が多様化しております。電子取引等多様化しておりますので、この合理性が薄らいでいるということで、この廃止についてお願いしたいと思っております。少なくとも印紙税の別表第1の2号にございます請負契約や、7号にございます基本契約の廃止など、この辺の御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2ページ目の8番、その他既存法人税制の廃止、見直しの中の退職年金等積立金に対する法人税の廃止でございます。この特別法人税につきまして、年金の課税は原則給付時というふうに考えております。拠出時や運用時について、非課税ということで御検討をお願いしたいと思います。また、世界的にも例のない課税体制でございますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、3ページ目、番号11、事業所税の廃止でございます。この事業所税につきましては、事業所床面積や従業員給与という外形標準に対する課税ということでございます。事業所の拡大、給与の増加に対して抑制的な税制ということになりますので、この点についても廃止もしくは、特にみなし共同事業という判定がやや複雑化しているところもございますので、この辺の見直しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

日本紡績協会 日本紡績協会です。よろしく申し上げます。

紡績協会の要望としましては、要望資料の4ページ目に書いている固定資産税負担の軽減。現在、御承知のように非常に地価が低迷している中で、固定資産税の負担が相対的に高くなっておりまして、これは企業にとって非常に大きなコストになっております。この軽減をお願いしたいということ。もう1つ、課税対象に償却資産が入っております。これは製造業のような装置産業に課税負担が著しく偏ると、課税の公平性を失っているのではないかとということで、この償却資産への課税の撤廃をお願いしたいということ。

それから、租税特別措置関係で何点かお願いしているのですが、民主党さんも租税特別措置を大幅に見直されるということを聞いておりますけれども、研究開発、あるいは設備投資の促進という面につきましては、この租税特別措置というのは非常に効果のあるものでございます。中でも挙げておりますように情報基盤強化税制、現在、企業は内部統制の

整備あるいは情報セキュリティの管理ということで、社会的責任としてシステム投資を大きく求められております。ぜひこの期限の延長をお願いしたいということ。

それから最後に、受取配当につきましては、御承知のとおり課税後の利益を原資としております。二重課税にならないように、益金不算入制限については欧米あるいはアメリカ並みに撤廃していただきたい、あるいは50%よりも大きな割合で益金不算入にさせていただきたい、そういうことを要望したいと思います。よろしく願いいたします。

日本繊維産業連盟 私どものほうからは以上でございます。どうも御清聴ありがとうございます。

高橋政務官 それでは、ただいまの御説明に対して質問のある方、挙手をして、お名前を名乗って質問のほうをお願いします。なお、3団体ございますのでどちらに質問するかもお願いいたします。

どうぞ。

小林興起議員 衆議院の小林ですけれども、日本紡績協会から、減価償却制度の改正で少額の話が出ていますけれども、かなり装置産業を持っていらっしゃる方で、日本の特徴をもっと大々的にやって早く買い換えられるようにしてくれという要望は、この業界からはないのですか。

高橋政務官 どうぞ。

日本紡績協会 先年度の改正で、残存価額の見直しと耐用年数区分の見直しが行われまして、これは非常に業界としても大変助かっておりますし、大きな改正であったと喜んでおります。一方で今回求めていますのは少額減価償却資産、これが現在、即時損金算入が大企業の場合10万円未満となっておりますが、これは税負担の云々というよりも、税務申告関係事務の合理化とかその辺の意味でもう少し、20万程度に引き上げていただきたいと、そういう要望でございます。

高橋政務官 どうぞ。

東祥三議員 東祥三ですが、共通の要望項目の中の研究開発促進税制の延長ということで、具体的に先ほどお話がありましたが、なかなか厳しい状況にあることは我々も認識しているところなのですけれども、どういう分野に研究開発を促されているのでしょうか。

日本化学繊維協会 私は日本化学繊維協会です。税制委員会の主査をしております鈴木と言います。

ただいまお話がありました研究開発関連税制につきましては、その会社において所得が

ある会社でなければ税額控除の仕組みですから、引きようはないのですが、何とか利益を上げて頑張ろうということで、特に現在の研究開発促進税制は研究の内容に限定されておられませんので、企業としてやれるものは何でもということで、皆さん御存じの例えばユニクロさんで売っているようなヒートテックであるとかああいうようなものの加工から、それに基づくもともとの原材料に至るまでの過程を、繊維関係の会社としては多くの場合研究しているのが多い。特に私どもは川上のほうの糸をつくるほうなのですが、織物の織り方、染めの仕方で大分違う形のもが出てくるわけです。そういうところで何とか利益を上げることになった後で、その研究開発促進税制の適用を受けることによってさらに開発が進むと理解しております。よろしく願い申し上げます。

高橋政務官 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、副大臣のほうから。

増子副大臣 共通の項目に印紙税の廃止が出ておりますが、印紙税はどのぐらい皆さん今負担されているのか、教えてくださいませんか。

日本化学繊維協会 負担につきましては、会社の規模その他によって。

増子副大臣 全体で。把握していない。

日本化学繊維協会 申しわけありません、繊維産業全体というイメージではちょっと把握しておりません。ただ、この問題をお願いしたのは、典型的には私どもがお願いする織物を染めるという染物屋さんがございます。染物を染めてもらう部分の業務の委託は請負契約になります。そうすると非常に少ないロットで、わずかな加工賃しかお払いできないのに、印紙税が非常に高くつくというのが一番気になっているところです。

もう1つ、これはあれなんです、織り屋さんも余り大きくございませんが、そこそこの基本契約を結ばないわけにはいかないもので、その基本契約に係る部分の印紙税もそこそこのレベルになると思っております。今はコンピュータの時代何とかと言われておりますが、万が一ということを考えますと、どうしても書面ということになってしまいますので、そこらがじくじたるものがあるのが運用面の問題です。よろしく願いいたします。

高橋政務官 どうぞ、山根さん。

山根隆治議員 参議院の山根でございます。

一番最初の御説明の中で、繊維産業について150万人の従業員を持つということでしたけれども、その事実関係で150万というのは、繊維産業の企業が多角的な事業をされているわけで、純然たる繊維に関係した従業員が150万人という理解でいいのかが第1

点です。

もう1つは、これからいろいろな新商品の開発等を行う、研究を行うということで、将来的に雇用というのは繊維産業の中でこれからどのくらい保たれていく見通しがあるのかどうか、その点について教えてください。

日本繊維産業連盟 お答えいたします。まず150万人ということですが、これは純粹に繊維に携わる個々の人間の集計です。内容的には概数で、生産業に携わる者が40万人強、流通その他に携わる者が約100万人ということで、合計約150万人という構成に今なっております。例えば百貨店における繊維製品の売り場、量販店における繊維製品の売り場と、そういうふう限定しております。これがまず第1点の答えであります。

それから、2番目は開発と雇用の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり開発が進まないと、日本の繊維というのは開発で生きていくところが本題でございますので、これが進まないと現状維持もしくはじり貧ということになって、これは当然のことながら雇用に大きく影響する。しかも御存じのとおり、大きな会社でありますと、1つの工場が海外に移転するというだけで何千人という人間がその地域に影響を及ぼす。もちろん本社が所在しても影響があります。そういうことでかなり大きな人数の雇用に影響を及ぼすということを御理解いただきたいと思っております。

高橋政務官 それでは大体時間となりましたので、繊維関係の皆さん、ありがとうございました。

石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会

日本鉱業協会、石炭エネルギーセンター

高橋政務官 続きまして、石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、石炭エネルギーセンターの皆さんにお願いしたいと思います。

石油鉱業連盟 私は石油鉱業連盟の副会長で、三井石油開発の社長をやっております香川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私の左隣に、ちょうど石鉱連の税制委員長をやっていただいております石油資源開発の石井常務も同席しております。

時間も時間ですので、ポイントだけに絞ってお話をさせていただきたいと思っております。できましたら補足説明資料という大きな資料がございますので、それをお願いい

たします。

皆様御存じのとおり、石油とか天然ガスという化石燃料は、見つかったからまだ150年程度しかたっておりません。若い商品でございます。ただ、大変に便利なものでございまして、一次エネルギーの主流をずっと占めてまいりました。将来を見渡しても、一番直近のIEAの報告でも、2030年で一次エネルギーの52%ぐらいを占めるだろう。去年、日本政府が、2030年のエネルギー需給見通しというものを出しております。これも最大限の省エネ、それから代替エネルギーの開発をしても、石油、天然ガスで50%を切ることはないだろうというのが大体の答申でありまして、我々の肌感覚も大体そんなものでございます。

現在いろいろな点から実は我々、大変苦労しております。1つが実は市況の乱高下でございます。皆様御存じのとおり、去年の7月に原油がバレル147ドルをつけました。実はことしの2月に34ドルまで落ちています。現在、ただいま80ドルに向かってまた上がっています。これが乱高下というのは、会社経営上のいろいろなリスクをマネージするのに大変な影響がございます。

もう1点が、これが一部引き金になっていると思うのですが、新興国を含めた、具体的には中国、インドが大きいのですが、資源獲得競争が大変に激化しております。かたがた資源保有国では、資源ナショナリズムというものが大変強く出てきております。ここ数年見ても、例えばロシア、南米の諸国。もともと中東の諸国はそれは強うございますけれども、最近では特にアフリカとか、大変に資源保有国のナショナリズムが上がってきております。それが結果として、私どもが進出する場合の条件の悪化、あるいは競争の激化につながっております。

最近ではさらに問題なのは、新しい案件がまずリスクが高くなってきている。それは掘りやすいところの案件がだんだん少なくなってきて、技術的に難しいところの案件がふえてきている。その結果として開発コストが大変に巨額になってきているという状況がございます。

きょう具体的に税制改正ということをお願いしているのが、ポイントが2つございます。1つは減耗控除制度の拡充・存続でございます。この制度は基本的には探鉱に対する支援制度でございます。私どもは今持っている埋蔵量を生産という行為を通じて商業化してどんどん販売しております。埋蔵量はどんどん減ってまいります。ということで、これは補充をしていかなければいけないということで、そういう制度の必要性がございます。

拡充という意味は、私どもプロジェクトをやるときに子会社をつくります。子会社の収益を同一グループ内の会社が行う別地域での探鉱に活用することができないかということであります。具体的に申し上げますと、私どもの連盟加盟会社は 22 社でございます。その傘下にあるプロジェクトカンパニーは 130 社でございます。ということで、この 130 社プラス 22 社で具体的な探鉱・生産活動をやっておるといってございまして、これが今は親会社にのみ適用されている。これを何とか、例えば経理で言うところの連結決算的な物の考え方を取り入れていただけないかというのが要望の 1 でございます。

要望の 2 が海外投資等損失準備金制度でございます。これは開発事業に対する側面支援でございます。これについては延長をお願いしたいと思います。実はこの両制度とも、1964 年ないし 65 年からの時限立法的なものが、そのまま 40 年以上続いてきた制度でございます。私どもとしては特に減耗控除につきましては、できましたら恒常化をお願いしたいと思います。これ欧米では、ほとんど恒常化されております。

ということで、石鉱連からは、以上簡単でございますが説明をさせていただきました。

引き続きまして、この後、天然ガス鉱業会にマイクを渡します。

天然ガス鉱業会 天然ガス鉱業会の会長を務めております梶岡でございます。私は国際石油開発帝石という会社の代表取締役を務めておりますが、本日は、当鉱業会税制委員長の中本も同行させております。

私どもは業種としては、今石油鉱業連盟の香川副会長からも御説明がございましたように、石油鉱業連盟と全く同一の業種でございまして、したがって、鉱業連盟及び我々鉱業会は言うなれば兄弟団体ということございまして、ごく一部の加盟会員会社は両団体に加盟しております。したがって、きょうお願い申し上げたい税制要望については、今石油鉱業連盟の香川さんから御説明があったとおりのことを私どもとしてもお願いしたいということで、これについてはお話が重なりますので割愛させていただきます。

私どもの鉱業会の実態について補足的に説明させていただきます。

私ども鉱業会は 15 社の加盟会社から成り立っておりますが、その太宗は石油鉱業連盟の大多数の会社のように例えば海外で事業展開するということではなくて、新潟県とか千葉県等々で地場の国産エネルギーを事業対象としている、いわば地域密着型の会社がほとんどでございます。したがって、事業的、規模的にもそれほど大きくないということで、国のエネルギー安全保障等々、そういう高い次元の議論にはなかなか役割を果たしていけないわけです。

一方で、地域における経済及び地域における雇用については、これまでも一貫してそれなりの貢献を果たしてきたと自任しておりますし、また部分的には我が国が海外の進出も含めて、石油・天然ガスの探鉱開発の技術を涵養する場をも提供していると考えております。

そういうことですので、今石油鉱業連盟から2つ、石油探鉱・開発における基本税制についてお願いを申し上げましたけれども、私どもとしてはその中でも、減耗控除についてお願いを申し上げたいということでございます。小なりといえども資源エネルギー会社として事業基盤の強化は当然のことで避けて通れないことでありまして、新規の探鉱というのは機会があればやりたいと会員会社はみんな思っているわけでございます。これまでも幾つかまた単独で、あるいは他の会社と共同でそういう投資もしてきておりますが、それに際して減耗控除というのが、あずかっていかに大きな力になったかというのは私どもの体験でございまして、極論すると、この制度なくして新規探鉱なしというのが実感でございます。何とぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

高橋政務官 日本鉱業協会さん。

日本鉱業協会 日本鉱業協会会長の岡田でございます。日鉱金属の社長を務めております。

お手元の資料、日本鉱業協会補足説明資料、A3判、減耗控除制度の拡充・存続、このペーパーに沿って説明させていただきます。

減耗控除制度でございますが、この資料の項目1にございますように対象鉱物資源は、具体的には銅、鉛、亜鉛、レアメタル等でございます。その用途として電線、家電製品、自動車用鋼板、ハイブリット車のモーターやバッテリー、太陽電池等に使われております。我が国産業及び我々の生活に欠かすことのできない基礎物質であります。

また、項目の2にございますように、我が国の非鉄金属資源の供給は減少の一途をたどっておりまして、現在ではほぼそのほとんどを海外に依存しており、海外鉱山開発は急務の課題となっております。しかし、海外の鉱山開発は非常に困難を伴うものでございまして、近年の資源価格の高騰やBHP Billiton、Rio Tinto等の資源メジャーによる資源の寡占化、最近では中国による国家の支援を受けた、世界中の鉱山の高値による買いあさり。どうそろばんをはじいたのか、我々が想像できないような高い値段で中国が買っていく。こういう厳しい状況となっております。

このような状況の中、我が国の非鉄企業はみずから、あるいは海外企業と共同して鉱山開発を進めておりますが、残念ながら資料項目3にもございますように、世界の非鉄企業と比較しますと圧倒的な体力差があり、共同開発でも50%以上の権益を確保することは難しくなっております。また、最近の資源ナショナリズムの影響により、外資に対して50%以上の権益を認めないような国もございます。

先ほど来から出ておりますが、鉱山業の特徴であります、鉱物資源は採掘とともに鉱床が減少するという、減耗していく非再生資源ということでもあります。これは二度と元に戻ることはないということでもあります。よって我々非鉄企業は、常に鉱床の探査を続けていかなければなりません。しかし、新鉱床の探査は、1000本掘って3つ当たる、いわゆる「千三つ」と呼ばれるほどで難しく、しかも銅の探査を例にとりますと、低地での新鉱床はますます難しくなっておりまして、南米のアンデス山脈の4000mを超える地域で探索も余儀なくされております。

このたび、私どもの会社が開発しますチリのカセロネス銅・モリブデン鉱山は、アンデス山脈の4500mの位置に位置しております。このような鉱床探査を支援する本制度は、我が国の銅の自主開発率33%のうち減耗控除制度は11%に貢献するなど、大きな成果を上げてまいりました。

この拡充項目、一番上の右の表にございますように、我々の要望は、本制度を欧米諸国並みに恒久化していただきたいということでもあります。米国、カナダ、オーストラリアの資源国にも同様の恒久制度としての減耗控除制度がございます。資源に乏しい我が国ではなおさらであります。

次に、海外のみに鉱山を所有する場合にも適用していただきたいということでもあります。国内の鉱物資源が枯渇しつつあり、国内に開発の余地がない現状で、国内鉱山の所有という条件は非現実的であります。

また、現地の鉱山・開発会社に対する出資比率を緩和していただきたいと思っております。海外で鉱山開発する際の熾烈な資源獲得競争、外資規制等を踏まえれば、出資比率5割以上は大変厳しい条件でございます。

さらに、現地で開発した鉱山の鉱石を5割以上引き取るという要件も共同開発の場合は難しいことございまして、この要件も緩和していただきたいと思っております。

それから、海外投資等損失準備金制度につきましては、先ほど来お話がございましたように、我々も恒久的維持・存続をお願いしたいと考えております。

最後に、我々業界の金属鉱業等公害防止準備金制度についてでございますが、我々には閉山の後の公害防止事業の実施を図る法的義務を課せられておりまして、そのためには採掘期間中の公害防止金積み立ても義務づけられております。先般、鹿児島県の菱刈金鉱山と並ぶ国内最後の大手鉱山でございました、私どもの北海道の豊羽鉱山の閉山に当たりましては、この制度は大変役に立っております。国内の鉱山は数は減りましたが、まだまだ全国で稼働しております。ぜひその恒久的維持・存続を要望したいと思っております。

以上、駆け足でございましたが、皆様の御支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

高橋政務官 ありがとうございます。

それでは、石炭エネルギーセンターさん。

石炭エネルギーセンター 石炭エネルギーセンター会長並びに電源開発会社の相談役をやっております中垣でございます。

きょうはお手元の2つのペーパーがございますけれども、ご覧のとおり、租税特別法第55条、海外投資等損失準備金制度の延長・継続についてお願いしたいと思っております。バックグラウンドを簡単に御紹介いたします。

石炭につきましては、電力、鉄鋼を中心に我が国の機関産業で幅広く使用されております。日本の一次エネルギー供給の約21%を占めております。また、電源におきましても、発電構成を見ますと、石炭火力は原子力エネルギー、火力に続いて第3位、約25%を占めているところでございます。なお、世界的には、全体の一次エネルギーの40%以上が石炭によって賄われていることを付言いたします。

また、石炭については、先ほど来皆さんもお話のように、石油や天然ガスと同じように国内の生産量は極めて微少でありまして、99%以上が豪州などの海外に依存している状況でございます。したがって、私どもの会員企業は、海外での探鉱・開発事業に日ごろから取り組んでおるわけでございます。海外の市場におきましては、石油や天然ガスと同じように、大手による海外企業でございますが、寡占化が次第に進行しております。

第2に、中国、インド等の新興国による資源の先取りの獲得競争が極めて激化しております。我が国の権益調達の安定性を保つ上で、海外における一次側の権益を確保する必要性はより増しておるということでございます。そのようなリスクに対する対応ということでもこの制度が不可欠であると思っております。

なお、この石炭を利用しています我が国の石炭火力は、世界でも最高水準のクリーンな石炭火力が既に完成しておりまして、このクリーンな石炭火力の技術を海外に展開してい

く上でも、我が国の石炭を安定的に調達し、石炭火力を円滑に運営することが極めて重要でございます。

このような趣旨からしまして、申し上げましたように租特法第 55 条の海外投資等損失準備金制度の延長がなされることによりまして、我が国の民間企業にとってより望ましい石炭資源への投資環境が整備され、ひいては我が国への石炭の安定供給確保に資すると我々考えております。今日までこの制度によって数々のこういったリスクが回避されておりますけれども、今後ともぜひとも、この制度の延長・継続をお願いしたいと思うゆえんでございます。

以上です。

高橋政務官 ありがとうございました。

それでは、質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

柿沼正明議員 衆議院の柿沼でございます。

資源獲得競争が激化しているという御説明でありました。無資源国の日本としては、石油、天然ガス、石炭の自己権益比率を高めていかなければいけないと思うのですが、現時点の石油と天然ガスの海外自主開発分も含めた比率を教えてくださいたいのと、きょうの御要望のこの制度が、そうした比率を高めるのにどう役に立っているか、お教えいただければと思います。

高橋政務官 お願いします。

石油鉱業連盟 今回の御質問の自主開発比率でございますが、ざっと申し上げます。現在、ただいまいろいろな数値の取り方もありますが、原油は 70 万 B D 強でございます。ということは、日本の需要が 400 万 B D 程度でございますので、17%内外というふうに御理解ください。天然ガスは石油換算で 53 万 B D、これは日本の需要の約 31%に当たります。両方足しますと 120 万 B D 強で、日本の原油・天然ガス需要合計の 20%強に当たります。これが例えば 1980 年、石油は 9%でした。90 年は 11%。2000 年代になって急速によくなってきておりますが、ここ最近では頭打ちの傾向を示しております。

それから、御質問の減耗控除等についてどういうふうに使われてきたかということについては、石井委員長のほうから答えていただきます。

石油鉱業連盟 減耗控除制度については、22 年度の見込みで、探鉱準備金の積立額は私ども石油鉱業連盟の会員会社で 242 億円、そのうち 22 年度で新鉱床探鉱費、すなわち探

鉦・開発に当てられた支出額の税務当局の基準に合うものについては約 113 億円、半分程度が使われる状態になって、そこから税額の特別控除約 113 億が出てきている状態です。これも近年になりまして、探鉦準備金積立額等については若干減少傾向でございます。

以上です。

高橋政務官 もう一方だけ、どうぞ小林さん。

小林興起議員 従来の減耗控除とか海投損とか、そういう税制の拡充についてはお話は非常によくわかるわけですが、業界としてこの税制だけでもってどのくらいやっていけるのか。中国とかいうのはみんな国が出てくるわけですが、そういう国からの共同の出資とか、そういう国から金が欲しいというようなことはないのですか。

高橋政務官 どうぞ。

石炭エネルギーセンター 石炭エネルギーセンターの会長の中垣ですが、先ほどの御質問のお答えを最初に申し上げておきますが、現在、我が国が 1 億 8000 万トン強の石炭を輸入しておりまして、このうちの自主権益は約 40%です。したがって 7000 万トン強ということですが、先ほど申し上げたような状況からすると、全体の石炭需要は今後伸びてまいります。我が国がその自主権益として確保していけるウェイトは次第に小さくなるおそれが非常に強い。これは中国、インドといった問題が一つはっきり出ておりますし、またメジャーがみずからの権益をより拡大する。こういった他国の権益を排除していく。そういった動きが強まっております。

私どもはこの制度の延長をまず一つお願いしたいわけですが、一方では、例えば政策的な金融は当然、本格的な探鉦・開発を行う場合には必要になってまいります。これまでも政策的な金融支援システムその他のファイナンスを使わせていただいたことがございまして、今後ぜひそちらのほうについては、現状特にこれを変えるというお話はございませんので、さらにその内容を充実していただければ十分だと思っております。

高橋政務官 どうぞ。

日本鉦業協会 先ほど申し上げました私どものチリの鉦山で、年間銅量で 10 万トンぐらゐを掘る鉦山なんです。大体初期投資が 23 億ドル、要するに 2000 億円以上かかっております。融資は J B I C にかなりの部分をお願いしているのですが、先ほども出ましたように中国とかと対抗していくとき、やはり J B I C の出資機能を非常に充実させていただきたい。融資だけでは我々としてはリスクを負い切れないところがある。ところが J B I C の出資機能については非常に厳しい制限がついておりまして、なかなかやれない。こ

の辺の見直しはぜひこれからの資源開発には重要なことになると思います。

高橋政務官 それでは、最後に田嶋さん。

田嶋要議員 田嶋要です。

事業コストの話でお伺いしたいのですが、桁が全然違う話をするのかもしれませんが、いわゆる都市鉱山の話があるかと思います。そういったことはこの事業コストの中でどのように考えられておるか、全く考えられておらないのか、その辺を教えてください。

日本鉱業協会 特に私どもが都市鉱山、リサイクルをやっております。特に最近我々が集中して取り組んでおる話題は、レアメタル、貴金属のリサイクルでございます。レアメタル単独ではなかなか難しいのですけれども、特に小物家電とかレアメタルや貴金属が非常に入っている家電を、いかに。携帯電話というのは今もうカメラ機能がついて、アルバムがわりでなかなか戻ってこないわけです。このリサイクルの市場に乗せていけば、事業コストとしてはかなり採算が上がってくる。今のままではなかなかすぐに物量が集まらないという問題がございます。

高橋政務官 どうぞ。

田嶋要議員 その関係の要望は今回ないということですね。事業コストに乗るような。

日本鉱業協会 租税特別措置法というよりは、独立行政法人のJOGMECの予算などにそういうものも入っておりますし、小型家電のリサイクルシステムについては経産省の直接の補助金などが来年度予算にも計上されております。そういったもので実証可能テストをやっていく。それによって流通のシステムが地域ごとにでき上がっていく。こういうサポートが非常に有効だと考えております。

高橋政務官 もうお一方だけあるそうですので、マイクをお願いします。

田中慶秋議員 衆議院の田中慶秋ですが、今いろいろな形で、途中から入って細部はよくわかりませんが、ただ業界の取り組みとして、石炭の需要やエネルギーの基本的なあり方等々が大きく今変わりつつあると思います。こういうことにどう対応されているのか、どう認識しているのか。日本のエネルギーの歴史の中で、大体30年から40年サイクルになってきております。今、石炭あるいは原子力、また石油という問題がエネルギーの主な取り組みであります。世界的に脱CO₂という問題に勘案しながら、今の太陽光を中心としたエネルギーとの関係についてどう取り組みをされているのか、その辺をしっかりと長期的に考えておかないといけないのではないかと考えているわけです。

私はこんなことを業界の皆さんに言って大変失礼だと思いますが、石炭に対する依存度

というのはあと10年かせいぜい20年ぐらいに、日本は資源がないわけですから、むしろシフトは太陽光を中心としたこういう形のエネルギーに変わってきそうなんです。ですからそのことをどう対応して、あとそれに対するいろいろな取り組み姿勢というものを教えていただきたいと思っております。

高橋政務官 今のことに関していかがでしょうか。

石炭エネルギーセンター 簡単にお話ししたいと思います。

私は石炭関係者でございますけれども、世界的に見て、石炭の現在エネルギー全体に占めるウェイトは50%に近いという事実がございます。我が国でも4分の1、25%を石炭に頼っている。この石炭への依存というのは、我が国の場合は特に国内炭がなくなった中で、オイルショックの後、脱オイルという方向を掲げながら、その中で海外炭火力を増やしてきたというのが一番このウェイトが大きくなってきた理由でございます。

つまり石炭は、一方でエネルギーがこれだけ有限の世界において、競争が非常に激しくなっていることからするセキュリティの確保という点におきまして、すべてのエネルギーがセキュリティという問題が問われているわけですが、その点でエネルギーは抜群の安定性を有しておるということを忘れてはいけないと思えます。

ただ、一方で地球環境問題の中でカーボンのウェイトが高いということから、石炭は一般にダーティーだと言われておりますが、化石燃料の中で、石炭を100とすると油が大体その7～8割、ガスが5～6割というところにカーボンがそれぞれ含有しているわけですが、石炭の含有率は非常に高いということで、我々は一方では徹底的に石炭火力のクリーンナップ、あるいは鉄鋼における石炭使用量の削減ということを図っていくことが必要だと思っております。

それによりまして、世界のエネルギーの過半を支えておる石炭全体の利用のあり方を、クリーンな方向にリードしていくというのが我が国の本来の役割である。我が国が資源問題で物を言えるのは、まさにこの世界である。国内には資源という資源はほとんどありません。資源問題で海外的に発言できる分野は、このクリーンナップの問題でありまして、石炭を始めとして化石燃料全体をクリーンに利用していく技術を保有している点において日本は抜群でございますから、このポジションをむしろ強化していく上におきましても、現在程度の石炭のウェイト、あるいは天然ガスのウェイトを維持していくことは、セキュリティとクリーンという問題を両立する上で必要である。この点はぜひ皆様に御理解をいただきたいし、我々はその方向で取り組みを現在強化しておりますところでございます。よろ

しくお願いしたいと思います。

近藤政務官 ありがとうございます。

エネルギー政策はまた別途さまざまな機会で議論する場があるかと思しますので、とりあえずきょうの税制のヒアリングはこの場で終えたいと思います。どうもありがとうございました。

石油連盟、全国石油商業組合連合会

近藤政務官 引き続きまして、石油連盟、そして全国石油商業組合連合会の皆様からお願いしたいと思います。時間が若干押しておりますので、恐縮でございますが、時間の範囲内で簡潔に御説明いただくようよろしくお願い申し上げます。

石油連盟 本日は、こういう機会を設けていただきありがとうございます。私は石油連盟会長をしております天坊でございます。同時に、出光興産株式会社の代表取締役会長を務めております。

石油連盟は、精製元売り 16 社で構成されている団体でございます。時間が限られていきますので、業界の状況については改めて御説明の機会をつくっていただきたいと思っております。早速、石油業界の主な税制改正要望について御説明いたします。

お手元には 2 つの資料が封筒に入っております。1 つは正式な税制改正要望のコピーでございます。もう 1 点が石油連盟主要税制改正要望という横長の紙でございます。この資料に基づいて御説明させていただきます。

それでは、資料の 1 ページ、目次の次のページをおあげください。まず来年の 4 月からガソリン税などの暫定税率が廃止されることは、石油業界が兼ねてから要望していたことでもあり、大変ありがたく感謝申し上げます。ただ、ガソリン税は受益者負担の原則で、これまで、道路特定財源として存続されてきた経緯を踏まえまして、この機会に本則税率についても課税の可否を含め抜本的に見直しをしていただきたいという要望でございます。見直しに当たりましては、道路の維持修理費などをガソリンと軽油の利用者だけが負担するというのではなく、原因者負担に基づいてすべての道路利用者が公平に負担する方式、例えば欧米でも例のあります「走行課税」という制度の導入を検討すべきと考えております。

2 ページをおあげください。ガソリン税と軽油引取税の今後の扱いに関することござ

います。地球温暖化対策には既に1兆円を超す財源が充当されており、地球温暖化対策税の新たな導入につきましては慎重に御検討をお願いしたいということでもあります。どうしても導入を避けられない場合には、ガソリン税と軽油引取税を安易に地球温暖化対策税に衣替えをするのではなく、地球温暖化対策という本来の目的を全うするために、石油やLNGも含むすべての化石燃料に対して、広く薄くCO₂排出量当たりの課税とするなど公平性の確保を大前提にすべきと考えております。

万が一、ガソリンと軽油のユーザーのみに温暖化対策費用を負わすことになると、民主党のマニフェストにある「地方の重視」という考え方に反し、車に依存せざるを得ない地方の負担をより大きく求めることとなります。

右下の赤い線の囲みですが、東京23区と全国町村部の平均の1世帯当たりのガソリンの支出の比較ですが、地方は東京の約6倍も負担しておりまして、温暖化対策費用を東京の6倍も負担するということになってしまいます。

3ページをおあげください。これは消費税と石油諸税の二重課税の問題です。消費税の導入時に他の個別間接税は廃止または税率調整されましたが、ガソリン税は道路特定財源という理由で単純併課をされました。既に一般財源化されて、単純併課の根拠はなくなっております。ぜひともこの不合理な扱いを是正するために、Tax on Taxは直ちに解消していただきたく要望いたします。

4ページをおあげください。来年の4月1日でガソリン税の暫定税率が撤廃されますと、ガソリン税は蔵出し税でございますので、市場のガソリンスタンドなどのタンクには、リッター当たり53.8円の旧税率で課税された流通在庫、いわゆる手持ち品在庫が発生いたします。この在庫には、既に課税されている暫定税率分のリッター当たり25円10銭を還付していただきたいという要望でございます。

この措置が講じられない場合には、昨年4月暫定税率が一時的に期限切れになったときに発生したような混乱が再び起こると思います。3月出荷か4月出荷か、課税ポイントであります保税倉庫からの出荷日の違いによりまして、税負担の異なる2つのガソリンが同時に流通することは大変不公平であります。

かつて昭和54年にガソリン税が増税された際に、同様の理由から、安い税率で仕入れたガソリンスタンドの在庫などに増税分が課税された経緯がございます。この先例を踏まえまして課税の公平性の観点から、暫定税率の撤廃に当たっては、手持ち品在庫について減税分の還付措置をぜひお願いしたいと思います。

右下にありますように通常の月末在庫を前提に計算すると、還付対象になる税額は 540 億円程度になります。これは見ようによっては石油業界が負担せざるを得なくなる金額でもあります。SS 経営者にとっては大変厳しい経営環境下で、この税の負担というのは死活問題になりかねないと思っております。

次に 5 ページをおあげください。石油産業に係る主要な租税特別措置に関する延長と適正化に関する要望です。

3 点ありまして、1 つ目は、石油価格の原料として使用されているナフサなどについて、石油化学産業の国際競争力維持の観点から、石油石炭税の免税・還付措置が行われております。この措置の期限の延長をお願いしたいということです。

2 点目は、1 点目と同じ理由ですが、最近、高機能性化学品の原料として利用が拡大しているにもかかわらず、いまだ減免措置が講じられていないプロピレンなどについても、ナフサと同様特別措置の還付対象としていただきたいということです。

3 点目は、農林漁業者が使用している A 重油に係る石油石炭税の還付制度についても、農林漁業者が置かれている厳しい経営環境にかんがみて、ぜひとも延長していただきたいことを要望いたします。

最後は 6 ページと 7 ページであります。御承知のように日本の石油産業は自由化され、国内では大幅な需要減に直面し、過剰な設備を抱え厳しい経営を迫られております。同時に、海外とも熾烈な国際競争を戦わねばならない状況でございます。こうした中で業界全体として、コスト競争力の強化と精製設備の効果的な削減を行うために、さらなる構造改善や業界再編が不可欠だと思います。このために必要な税制上の措置を要望したいということです。

具体的には 2 点ございます。1 つは、資料の 6 ページをおあげください。国内でガソリンなどを精製する際に精油所で使われている自家消費燃料に付加されている石油石炭税の還付制度の創設のお願いです。このコストはキロリッター当たり 150 円程度ですが、輸入品にはこうしたコストはかかっておりません。精油所の現場では、キロ当たり 10 円から 20 円のコスト削減をするのに大変苦労しております。こういう中で輸入品等の税負担格差が 150 円あるというのは非常に大きな負担となっております。国内精製業の競争力強化の観点から、ぜひとも石油税の還付制度の創設をお願いしたいと思います。

2 点目は、資料の 7 ページをおあげください。事業再編等に伴う子会社欠損金持込制限の見直しをお願いです。石油産業においては余剰設備の統廃合が不可欠であり、そのため

経営統合や企業再編が喫緊の課題となっております。これを円滑に行うためには、連結納税制度における子会社欠損金の持込制限等の廃止をして、グループ経営を促進させるため、制度の見直しをぜひとも実施していただきたいと思います。

以上でございますが、我が国の一次エネルギーの供給の4割を超える石油産業が今後とも石油の安定供給を確実に実行していくために、いずれも必要不可欠な税制要望でございますので、何とぞ御理解の上よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

全国石油商業組合連合会 全国石油商業組合連合会副会長の河本でございます。

お手元に封筒に入れて3つの資料がございますが、お時間の関係上、このグラフというかポンチ絵で陳情申し上げたいと思います。

このガソリン税の暫定税率の期限切れ前に仕入れたガソリン在庫の問題でございますが、まず私ども全国石油商業組合連合会と申しますのは、ガソリンスタンド業界の団体でございます。かつては6万あったスタンド数が、今現在4万件ぐらいになっております。毎年2000件ぐらい減少しております。この暫定税率の問題については、民主党のマニフェストにございますように、もし4月1日に引き下げていただければ、私ども小売価格を即引き下げるべく頑張っていきたいと思っておりますが、その前の在庫分について税金がかかっておりますので、それをすぐに下げてしまいますと損をしてしまう。1ページにございますように、もしこのまま何も手当がなければ340億円の在庫の被りがございます。こういうことのないように、ぜひ中小零細業者にしわ寄せがこないようにお願いしたいと思っております。

ちなみに昨年の国会では、民主党のほうから御質問いただきましたけれども、結局はっきりしない形で決着いたしまして、この金額を被ってしまったということですので、ぜひ御支援をしていただければと思うわけでございます。

それから、このポンチ絵の4ページをお開きいただきたいのですが、ガソリンだけではなくて軽油引取税についても暫定税率を引き下げることですと、やはり在庫分が被りがございまして、これが38億円ということになります。ただ、これについては昨年の失効時にも適用されましたけれども、ガソリン税の蔵出し税と違しまして、特別徴収義務者というのが課税の対象になるということですので、委託販売契約方式をとっていただければ、弱小企業である販売店が軽油引取税の税金分を被らなくて済むという手当ができるわけでございますので、この委託販売方式というものをとっていただければ被らなくて済むということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、暫定税率の引き下げに伴いまして、25円下がりますと資金繰りの問題が生じてくる可能性がございます。来年3月末で切れるセーフティネット保証というのがございますが、これを4月以降も延長していただかせないと、中小零細業者の石油販売業者はほとんどが資金繰りで困ってしまう状況ですので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから6ページですが、沖縄の問題でございます。御存じのとおり沖縄が返還されてから、本土と沖縄とはガソリン税の格差が出ております。平成19年にはマイナス7円が5年間延長されました。しかし暫定税率がすぽっと抜けますと、石油価格調整税という沖縄県が税金を取っている分がありますが、これは離島へ運ぶためにもものすごく移動があるわけですから、それについての助成措置をしていただいているようでございます。したがって、本則税率も暫定税率引き下げのときに、沖縄分についてはリッター7円のマイナスというのをお願いしたいということでございます。

Tax on Taxについては、石油連盟のほうから申し上げたとおりでございます。

最後に、農林漁業のA重油の問題については、私どもも漁業では本当にA重油のウェイトが大きいということを聞いております。ぜひ石油石炭税の還付制度の恒久化をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

近藤政務官 ありがとうございます。

それでは、先生方のほうから御質問でございますでしょうか。

では、小林先生。

小林興起議員 今お話も出ましたけれども、暫定税率廃止というのはみんな待っているわけですけれども、その結果、ガソリン事業者が実際上被るその裨益、税の還付があればもちろんいいわけですけれども、これが通らなかったときの対策みたいなものを第二弾として考えていらっしゃるのですか。

全国石油商業組合連合会 先ほど申し上げました340億円の問題でございますが、これがないと前回同様のこととなりますので、とにかく、だめでございます。つまりほかに手はございません。

全国石油商業組合連合会 私、副会長の森と申します。

田中先生の地盤の神奈川県石油所有組合の理事長をしておりまして、もちろんSS業を営んでおりますけれども、今、小林先生の御質問にお答えすれば、仮に次の手は何かあ

のと聞かれると、何もありません。逆にSSの経営がなお悪くなって、大変な状態になる。先ほどうちの専務が御説明申し上げましたように、6万あったのが今現在4万、そしてこのままいくと3万を切ると言われていますが、これがもっとスピードを加速して少子高齢化の中で、灯油でさえ運ぶことができなくなるという社会的な問題が生じるわけでごさいます、私どもとしては何ともこの問題については、皆様方のお力をかりて少なくとも3月末の在庫については還付していただきたい、このお願いだけでございますので、よろしくお願いいたします。

小林興起議員　せめて我々がやりやすいように、ガソリンスタンドにそういうポスターというか、何か貼ってくださいよ。

全国石油商業組合連合会　だから、決めていただければいつでも貼りますので、まず決めていただければありがたいと思います。そうしませんと準備に数カ月かかるんです。在庫を確定しなくてははいけません。そのときにポスターだけではなくていろいろな問題があります。したがって、それを決めていただければ我々も喜んで何でもいたします。

近藤政務官　手持品減税については、民主党はかねてから去年のときも指摘して、法案も準備して対応を進めてきたということは重ねて強調しておきたいと思っております。

全国石油商業組合連合会　ただ、お酒方式ではなくて、手持品減税でひとつよろしくお願いいたします。

近藤政務官　それはやり方で、了解いたしました。賜りました。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

電気事業連合会

近藤政務官　続きまして、電気事業連合会、森本副会長、廣江事務局長お越しでございますが、よろしくお願いいたします。

電気事業連合会　電気事業連合会副会長の森本でございますが、よろしくお願いいたします。また、本日はこうした貴重な機会をいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、着席してお願い申し上げます。

それでは、税制のお願いについてというこの資料に基づいて御説明させていただきたいと思っております。1ページをお願いします。

税制ではいろいろ御配慮いただいておりますが、私ども電気事業の租税負担率は、他産業の大体数倍という重い負担になっております。直接負担で申し上げますと、法人税以外で年間約1兆円、それに発電用燃料で、いわゆる石油石炭税で1200億円強、さらに法人税、こういう負担になります。税制については特段の御配慮をよろしくお願ひしたいと思っております。ここでは重点要望項目4つ、それから、その他として6つ要望しておりますが、本日はこの重点項目についてお願ひ申し上げたいと思ひます。

2ページをお願ひします。各産業さんからもいろいろ出ておりますけれども、環境税については、既存税制等とのかかわり、そうした総合的な政策の中で慎重な御検討をいただきたいと思っております。

特に私ども電気事業として、2の要望理由の白丸1つ目をご覧いただきたいと思ひます。炭素という観点からは、「石油石炭税」が既に導入されておりました、2008年度では約1230億、電発さんの分を含めると1500億ぐらい負担しております。それから、電気事業特有の税として、電気を使うすべての消費者の方の使用電力料、これに対して電源開発促進税がかかっておりました、年間約3500億円の負担となっております。こうした負担の現状を御配慮いただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、3ページをお願ひしたいと思ひます。石炭への課税強化について、ぜひこれを避けていただきたいと思っております。先ほど来、石炭センターさんからもいろいろお話がございましたけれども、石炭については自給率4%の国で、大変安定供給上貴重な資源だと思っております。この石炭税については、現在電発分を含めて600億円、全体の約8割を電気事業が負担している格好になっております。

白丸の1つ目ですが、石油について税率が高いという形になってはいますが、これは石油備蓄等にも使われておりました、2行目あたりにありますように、エネルギーセキュリティ対策として、こういう排出量とは関係ないそういう備蓄等に相当程度使われております。

それから、2つ目の白丸ですが、石炭は言うまでもなく可採埋蔵年数も長いし、世界中に中東に依存しないで安定して賦存しておりますので、供給安定性から大変重要でございます。特定のエネルギーに偏らないベストミックスがぜひ必要だというふうに考えております。

それから3つ目ですが、石炭火力発電技術の有効な活用は温暖化対策上大変重要だと思っております。課税強化はその資金の余裕を奪う形になるのではないかと考えております。石炭火力発電の我が国の発電効率は世界一でございます。こうした効率向上をさらに図つ

ていくとともに、I G C C（石炭ガス化複合発電）等々、いわゆるクリーン化に取り組んでいかないといけないと思っております、こうした火力発電技術の開発が大変重要だと思っております。こうした課税の強化はこうした取り組みを妨げる格好になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらにこうした日本の技術を、世界に水平展開することが大変大事だと思ひます。アジア太平洋パートナーシップの中で具体的に活動もしておりますが、特に中国、インドと発電の7割から8割を占める国の熱効率を上げていくことが、世界のCO₂削減に大変大きな効果を持つと思っておりますので、御配慮よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、4ページ、5ページ、6ページは資料でございますので、後ほどお目通しいただきたいと思ひます。

7ページをお願ひしたいと思ひます。温暖化対策の切り札であります原子力についてのバックエンドの整備に関する税金、いわゆる準備金ですが、これを維持していただきまして、できれば法人税法の本法で規定していただきたいという要望でございます。

制度のイメージを8ページでご覧いただきたいと思ひます。これはいろいろ御高承のところ恐縮ですが、ちょっと整理させていただきたいと思ひます。左側に制度措置がない場合の姿でございます。原子力については40年以上運転してまいりますが、運転期間中は発電コストのみを料金で御負担いただく格好になっておりまして、運転期間が終わるとブルーのところにありますように解体費用が出てまいります。これは大変巨額でございます。これを一時に費用計上すると、そのときのお客様、まさにメリットを受けていないその世代のお客様が一時的に御負担される格好になりますが、これを右側に行っていただきまして、将来確実に発生する解体費用を発電期間にずっと薄く費用化しまして、これを料金として御負担いただくという姿でございます。メリットと負担、受益と負担が均衡するといつか、いわゆる収入と費用がイコールになっているので、税制中立であると思っております。

それでは7ページへお戻りいただきたいと思ひます。要望理由ですが、こういったことはサイクルの推進、これはエネルギー政策上の根幹をなすものであると思っておりますし、これを財務面から支える重要な制度としてこの制度がございます。

2つ目の白丸ですが、先ほど申し上げましたように、この準備金制度は世代間の負担の公平を担保して、課税時期を適正化する税制度であると思っております。これは下から2行目にありますように、特定の業界への絶対減税ではなくて、税制中立でございます。そ

うしたことで黄色の部分にございますが、今後も恒久的に手当てされる必要があると思っております。ぜひ本法で規定していただきたいと思っております。

それから、9ページをお願い申し上げます。法人事業税について、今4業種のみ特殊な扱いになっておまして、これを他産業に近づけるよう改善の方向をお願いしたいと思っております。

絵のところをご覧いただきたいと思いますが、現在、私ども残りの3業種とともに、この事業税については売上高、いわゆる収入割という格好で課税されております。これに対して右端にございますが、その他の事業については4分の3が所得割、いわゆる利益比例、残りの4分の1が付加価値割、あるいは資本割という姿になっております。これを一気に是正することは大変影響が大きゅうございますので、真ん中にありますように、要望としましては、せめて4分の1の部分に他産業並みの姿を導入していただければと思っております。こうしたことで300億円ぐらいの影響がございます。

以上、重点要望項目について御説明申し上げましたが、特段の御高配をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

近藤政務官 ありがとうございました。

それでは、先生方から。北神先生。

北神圭朗議員 北神圭朗でございます。

バックエンド準備金について、これは租税特別措置法に入っているのですが、期限は何か切られているのですか。

電気事業連合会 これは期限は設定されておりません。通常の租特とちょっと違いました、無期限でございます。

北神圭朗議員 これは政務官にお願いしたいのですが、政府税調で租特を相当削減すると意気込んでおられるのは結構なのですが、バックエンド準備金なんかはいわゆる租特とはちょっと違うものであり、こういうのが果たして措特を整理するプロジェクトチームのメンバーだけで理解してくれるのかどうか問題だと思っております。たしかあれ、財務大臣、総務大臣、財務副大臣、総務副大臣、そのぐらいですよ。この方たちは税制の簡素化の観点だけでやってしまう恐れがあるので、うちからどう言うのか難しいと思っておりますが、私は財務省の政策会議でぶち上げようと思っておりますが、いろいろな租特があると思うので、そこは整理して、こういうのは別に税收中立ですし何の問題もないような気がしますので、そこをぜひ検討いただきたいと思っております。

あともう1点、直接関連しないのですが、政府税調で今ふと思い出したのは、政府税制調査会の方針として、減税措置を要望すれば、それに見合うペイ・アズ・ユー・ゴーとか何かアメリカのまねごとをして、財源も一緒に示せと。ずっと税制改正のヒアリングを聞いていると、経済産業の分野はもう租特ばかりですね。そして今、景気回復が最も大事な局面において、ただ一律に文科省とか厚労省と同じように、経産省にも各省別に減税を要望すれば、ほかに何か増税の見合うような案を出せというのはちょっと大局観に欠けるのではないかと思いますので、この点についても、表ルートか裏ルートかそこはお任せしますが、お願いしたいと思います。

近藤政務官 ありがとうございます。

北神議員の御指摘は至極当然、真っ当な御指摘だと思いますので、特に租特の議論については、プロジェクトチームは税調でお決めになったことでありますけれども、あの構成ではとてもきちんとした政策議論ができないのではないかという危惧も感じますので、そこはそれぞれきちんと主張していきたいと思ひますし、先生方におかれましてもさまざまな場所で指摘していただきたいと思ひます。ペイ・アズ・ユー・ゴーについても全くそのとおりでありまして、元主税局のエースであった北神議員から言っただくと大変心強い限りだと思ひわけであります。

ほかにございますでしょうか。

私のほうからあえて伺いたいのですが、石炭課税強化反対ということですが、一部に、石炭課税しても、それは最終的にわかりやすく言えば電気料金を上げればいいではないかという御指摘もあるわけですが、そういった議論について電気事業連合会としてはどういうふうにお考えですか。

電気事業連合会 いわゆるコスト回収と申しますか、そういう観点からするとそういう考え方もあろうかと思ひますけれども、我々は今自由化の中で一生懸命競争しております。いろいろエネルギー間の競合もございまして、適切なエネルギー選択上、こういった負担増というのは私どもとしていろいろ考慮する余地があると思ひます。特に先ほど申し上げましたように石炭を有効に活用していくというのは、日本にとっても、それからこれを水平展開していくことは、世界にとっても大事だと思ひますので、そういう技術開発に回す資金について確保していただけるように御配慮いただくとありがたいと思ひております。

よく電気の場合は、皆さんいろいろ言うけど、本当は料金で回収できればいいんだろうと言われるのですが、そういうことはございませぬ。本当に産業用のお客さんにも負担が

ございますし、そうした適切なエネルギー競争もしていかないといけないと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

近藤政務官 先生方、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

日本ガス協会

近藤政務官 それでは、お待たせしました。日本ガス協会、市野会長を始め皆様お越しでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

日本ガス協会 日本ガス協会の市野でございます。

私ども日本ガス協会は、導管によりまして全国 2800 万世帯のお客様に都市ガスを供給している事業会社の集まりでございます。結構数が多うございまして、211 社ありますが、従業員 10 名以下の中小事業者がそのうち 102 社ということで、地域地域でお客様への都市ガスの供給に努力しております。なお、200 社のうち 30 社ぐらいは地方自治体が運営する公営事業者もございまして。かなり大から小、それから公営、民営とバラエティーに富んだ団体になっております。

都市ガス業界は、これまで他燃料から天然ガスへの燃料転換、あるいは産業用、工業用部門でのエネルギーの高効率化、天然ガスコジェネレーションシステムの導入等によりまして、CO₂ 排出量の削減、省エネに一生懸命頑張っただけでまいりました。

実は先日アルゼンチンで、世界各国のエネルギー事業者が集まる世界ガス会議がありまして、出席してまいりました。特徴的なところだけ御紹介させていただきますと、アメリカのエネルギー政策の影響力を持つダニエル・ヤーギン氏は、風はいつも吹かないし、太陽はいつも照らないと。その間何を使うのか。それが天然ガスである。再生可能エネルギーを普及させるに当たって、天然ガスはそれを補完するために最も能力のあるエネルギーである、こういうふうにおっしゃっていました。

それからもう 1 点、イギリスのフィル・ハント大臣も、イギリスでは再生可能エネルギーの導入だけでは気候変動には対応できない。今後も環境負荷の少ない天然ガスの役割は依然として大きい、こういう発言がございました。もともとベースになるエネルギーとして、クリーンな天然ガスが重要であることを改めて再認識して帰ってきたところがございます。

それでは、天然ガス関連設備に係る税制改正要望について、日本ガス協会副会長で専務理事の高橋より説明させていただきます。

日本ガス協会 専務理事の高橋でございます。

私どもの要望はたくさんございますけれども、ガス事業に特有なものは1番から4番まででございます。お手元に資料が付してあるかと思いますが、それで御説明させていただきたいと存じます。

まずエネルギー需給構造改革投資促進税制につきまして、現行制度の天然ガス関連設備の維持をぜひお願いしたいということです。1ページ目に書いてございますが、石油代替エネルギー政策が見直しされまして、非化石エネルギーを重点にしようと法律改正が行われたところでございます。平成22年度の経済産業省意見ということで8月に出た税制改正に関する意見としては、施策対象を非化石エネルギーに変更されることに伴い、所要の見直しを行うというふうに私ども言われたわけでございますが、私どもとしては税制について見直しの可能性があります、その中でどういうことが大事であるかということ私どもなりに御説明しておりますので、それを簡単に御説明させていただきたいと思っております。

今会長が申し上げましたように、環境性、供給安定性から天然ガスが低炭素社会を担う重要なエネルギーの1つでございますので、引き続き天然ガス関連設備をエネ革税制の対象としていただきたいと思いますということでございます。

2ページ目をご覧くださいますと天然ガスの特性が書いてございまして、これは御承知のとおりでございます。供給安定性については、先ほど話に出ましたアルゼンチンのガス会議で、アメリカではコールベットメタンの開発が進んでいるとか、ブラジルでは沖合いの天然ガスをフローティングLNG船でLNGにして輸出しようとか、それからカタールでは大変大きな設備ができたということで、当初心配されていた供給安定性についても、ほぼ問題がないというふうに言われているところでございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。産業用部門で天然ガスを用いることによって、どの程度の二酸化炭素が削減されたかということを示してございます。天然ガスの燃料転換によるCO₂の削減量と、天然ガスコジェネレーションの導入によるCO₂削減量で、1981年を起点にすると1650万トンのCO₂の削減になったのではないかと思います。

ということかということ、下に書いてございますようにA重油と従来バーナーが100としますと、これを天然ガス化することによって75の排出量になります。さらにバーナーの高効率化をすると、30%ポイントぐらい下がります、45になる。この辺が今までの状

況でございます。今後は酸素燃焼などをやめまして、むだな窒素を温めないとかそういうことをやったり、効率をさらに向上させる等々、それからCCSができればCO₂分離・回収でゼロになるということで、こちらのほうに技術開発を進めていきますけれども、従来であっても45まで天然ガス使用によってCO₂が減るということでございます。

次に4ページ目をご覧くださいと思います。海外と日本ではどう利用の仕方しているだろうかということでございますが、一次エネルギーシェアの比較で、一番左が日本ですが、天然ガスについて約15%が一次エネルギーとしての天然ガスの利用でございます。欧米では自国でたくさん天然ガスが取れたということもありまして、パイプラインが発達して、それで天然ガスの利用が多いということでございます。

なお、天然ガスのシェアが22%を占めているアメリカにおいても、本年8月に、クリーンで信頼できる低廉な熱エネルギーに係る法案が上院に提出されております。そして家庭用、商業用などにおいて高効率天然ガス給湯・暖房設備への転換、それから税額控除と特別償却を認める優遇税制の導入が図られております。また、ガス事業者の天然ガス供給が認められた優遇税制もさらに範囲を拡大し、期間を延長しようということでやられていると伺っております。

このような天然ガスの持つ二酸化炭素削減ポテンシャルを最大限に引き出す取り組みが低炭素社会の実現に向けて重要になると考えておりますが、5ページをご覧くださいと思います。都市ガス業界としては、下に(1)(2)(3)(4)と書いてございますが、このようなことを行うことによって低炭素社会実現のため努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に6ページをご覧くださいと思います。しかしながら、産業用について足元を見ますと天然ガスのシェアは小さいわけです。赤く塗っている部分が産業用熱・動力需要エネルギー種別シェアで天然ガスでございます。地方部においては天然ガスの平均シェアが1割程度になっていきますので、我々事業者が努力して天然ガスのインフラの整備、パイプラインとか、天然ガスローリーとか、天然ガスの鉄道輸送とかそういうものを行うことによって、地方に対して天然ガスを導入していただくように努力したいと思っております。このためにはLNG基地とかパイプラインの基盤インフラの整備が急務でございます。それについて現行の天然ガス関連設備の維持をお願いしたいということでございます。

ちょっと飛んでいただきまして、10ページをご覧くださいと思います。その関係でございますが、バイオマスエネルギーと天然ガスは非常に親和性が高いでございます。現行

までのところまでは、オンサイトの利用についてはエネ革税制においても、バイオマス利用、メタンガス製造装置ということで既に措置されているわけですが、さらにこれを既存のガス事業者の導管につないで、ガスの発生者からガス事業者にガスを導管を通じて送ることが必要になってくるところでございます。このために現在、国の補助をいただきながら研究開発をしているわけですが、それらを行うに当たりましては、ガス導管に注入するのにいろいろな設備が新たに必要になってまいりますので、これらについても同様に租税特別措置の対象にさせていただければ幸いです。

7ページにお戻りいただきたいと思います。先ほど電力事業からお話ございましたが、法人事業税について現在、私どもと電気供給業、生命保険業、損害保険業、この4業種が法人事業税について特別な扱いになっています。これは料金回収が比較的容易であるからということでありましたが、我々としてはエネルギー間競争が非常に激しくなっておりまして、公益事業者である都市ガス事業者においても、経営に大変苦しい赤字が出る場合もございますので、そういう面について御配慮いただきたいということで、内容は電力事業者と同じでございます。ただし、先ほど会長が申し上げましたように中小企業がガス事業の場合でございますので、中小企業のガス事業については、現在一般の産業の中小企業に与えられている課税の方式をとっていただきたいということでございます。

最後になりますが、9ページについては、ガス事業と電力事業が競争しておりますが、新規の参入者が電気事業に入ろうというときにガスを買うわけですが、そのガスを買った場合と電気事業者がやる場合では、ガスの利用のところに収入金課税、もしこのままの現行制度が導入されたままであれば、そこに二重にかかることがありますので、その辺の配慮をしていただきたいというのが私どもの要望でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

近藤政務官 ありがとうございます。

それでは、先生方のほうから御意見、御質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

私ばかり質問してもあれなんです、ちょっとこれ根本的な話なので耳の痛い話かもしれませんが、お答えいただければと思います。要はこれは代エネ法改正で、前国会で非化石エネルギーを推進するということを法律で決めたわけですね。前政権が提案し、我々民主党も賛成したわけでありまして。その意味においてはバイオガス等の非化石エネルギーにシフトするという法律をつくったわけでありまして、そういう流れの中で、必然的にガス

対しての制度は縮小するという方向が出ている中で、現行制度維持となるとなかなか理屈が難しいなど。天然ガスの重要性は私もよく理解しますが、少なくともそういうことで法律ができて現行制度がある中で、法律が改正になった以上、どうやって現行制度を維持させるのか御所見を問いたいのです。

日本ガス協会 御案内のように代エネ法は、石油から石炭、天然ガスへのシフトということで行われてきまして、石油の比率が下がって、石炭と天然ガスの比重が上がった。一方で新エネルギー、再生可能エネルギーの導入が必要だということで、石油からわざわざ天然ガスなり石炭に変えるのではなくて、非化石燃料である再生可能エネルギーを促進しようという法律だと私ども理解しております。

また一方で、ガス事業者なり電気事業者に、非化石エネルギーの導入・促進だけではなくて、さらに高度に利用するようなものとするようにという法律であると認識しております。私ども申し上げたいのは、そういう大きな転換を無理やりシフトさせるということではなくて、天然ガスの環境性、供給安定性というものにもう一度目を向けていただいて、他の諸外国において天然ガスが、特にアメリカでは再生可能エネルギーがある程度主力になるまでのブリッジエネルギーだと。これはつなぎと読むのか、かけ橋と読むのかというのがありますが、ブリッジエネルギーとして重要なものだと認識され、先ほど会長から申しましたヤーギンなどが言っているのですが、そういう大事なもののだけれども、政策的に何かしら応援していくことを各国政府にみんなで求めようと、それが大事なことだと、こういうふうに言われております。

私どもとして全く同じものをすべてお願いしたいというわけではございませんで、供給安定性があって、かつ二酸化炭素、今度 25%削減というときに、安価で実際上できるものは何か、それから非化石エネルギーと親和性のあるエネルギーは何かというのを考えた場合に、天然ガスを利用することが大事だとそこに重点を置いていただいて、単に右から左にスイッチする話ではないということで御理解いただきたい。もちろんエネ革税制という名前にはこだわりませんが、そういうもので効率よく、かつCO₂を思い切り削減できるものは何かという観点からぜひ御高配をいただきたいと思ひまして、御提案している次第でございます。

近藤政務官 ありがとうございます。

先生方、よろしいですか。

柿沼正明議員 衆議院の柿沼でございます。

ブリッジエネルギーとしての天然ガスの重要性というのはよく理解できるのですが、この天然ガスを本当に、シェアを今 15%という資料が出ていましたが、増やしていくには莫大なインフラ投資が恐らく必要になる。今日本の国内で幹線パイプラインもありませんし、小さな導管も地域によっては全く引かれていない中で、業界としてどうやって環境に 25%削減に向けてやっていけるのか、その辺のお知恵があれば御教示いただきたいと思えます。

あともう一つ、天然ガスの大事さは安全保障という意味で、中東ではないところになんまり埋蔵しているということで、ガス協会で安定供給の、さっきの自主開発の話ではないですけれども、向けてどんな努力を今なされているのか、教えていただければと思えます。

日本ガス協会 2点ございまして、1点目ですが、我々は採算を度外視してパイプラインを引こうという気はございません。民間事業者ですので、ある程度需要増が期待されるところについては、とりあえずローリーでLNGを運んでいくスタイルで、そこで需要を顕在化させていく。その後にパイプラインを引いていくという形で従来からやってまいりましたし、これをやっていきたいと思っております。

その際に、我々だけではできないいろいろなことがございます。例えば河川を渡る場合、ガス管は橋の下につけてはだめと。東京の大田区にガス橋というのがありますが、ガスを最初に通して後から道路をつくったのですけれども、そういうのはだめだから、必ず河川の下を思い切り深く掘ってやれとか、そういういろいろな規制がございます。そういう規制を解除するなり緩和していくことを勘案しながら、我々としてやってまいりたいと思っております。もちろん全国縦断幹線パイプラインという話が 17~18 年前からございますが、これはサハリンから北朝鮮までぐるっと回っていくということで考えられていたものでして、やや実現性がない。それも途中のところでは需要がほとんどないところではございましたので、私どもはそれはちょっと難しいし、お金もかかり過ぎると思っております。

2番目の件でございますが、これについては今回の世界ガス会議で、ロシアの一大コングロマリットのガス会社でございますが、ガスプロムが、我々は欧州だけでなく、東方に向けてLNGを供給するということも言っております。これはサハリン2以外に サハリン1は中国のほうとの関係がありますが、サハリン3とかそういうものについても、ロシアのほうは日本に向けて、もしくはアメリカに向けて売っていかうという形を示しております。ロシアのほうは、東に売るということで西のヨーロッパを牽制できるということで、変な話ですけれども、我々からすれば供給安定が高まるという形になっているわけで

ございます。

もちろん、大洋州ということでオーストラリアについては非常に大きなガス田がございます。これについては東京ガスなり大阪ガスなどが利権を、少のうございますけれども数%取ってやっておりますし、また我々ガス協会と役所と石油開発業界で、3年前ですけれども、オーストラリア政府、州政府に、日本に必ずガスを持って帰れるようにという交渉なども、我々も一緒に行って、役所からも行っていただいた。そういうような努力をしております。

それから、カタールでございますが、カタールが非常に大きなものがあります。

近藤政務官 ちょっと時間があれなので、簡潔に。

日本ガス協会 そういうものがございますので、そういう分散化しているような形になっておりまして、当時2013年に、天然ガスが不足するという話がございましたけれども、そういうものはなくなったというふうに今回のガス会議でお話があったということでございます。

以上です。

近藤政務官 それでは、時間ですので終えたいと思います。どうもありがとうございました。

日本L Pガス協会

エルピーガス協会

近藤政務官 それでは、大変お待たせいたしました。本日、最後のヒアリングであります。日本L Pガス協会、そしてエルピーガス協会、それぞれの皆様であります。時間が押しておりますので、大変恐縮でございます。何とぞ御協力よろしくお願い申し上げます。

日本L Pガス協会 日本L Pガス協会専務理事の葉梨でございます。

当協会は、L Pガスの元売り16の企業で構成される団体でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

22年度税制改正につきましては、燃料電池及びL Pガス自動車について、初年度30%の特別償却や取得額の7%税額控除などの9項目について要望しております。本日は時間の関係から、燃料電池設備及びL Pガス自動車につきまして、税制改正要望の必要性につ

いて、お手元に添付してございますA4横長の資料に基づいて御説明を申し上げたいと思います。こういう資料がございまして、4枚をおめくりいただきたいと思っております。

まずLPGガスの特性でございます。LPGガスの特性については3つのポイントがございます。まず可搬性のある分散型エネルギーであるということでございます。2つ目は、ガスであるため、燃焼時にすすなどを出さず大気汚染の原因にならないこと、さらにCO₂の排出量が石油などに比べ少なく、地球環境対策にすぐれたクリーンなエネルギーであること、3つ目は、災害に強いという点でございます。

3ページを開きいただきたいと思っております。LPGガスの法的ポジションについては、先ほどありましたように、このたびの代エネ法の抜本改正とエネルギー供給高度化法によりまして、LPGガスは天然ガスなどと同列で化石燃料として定義づけられております。また、エネルギー基本計画においても、LPGガスは天然ガスとともにクリーンなガス体エネルギーとして一体的にとらえることとされております。

こうしたことから現在、都市ガス業界とガス体エネルギー普及促進協議会を設立し、協力して普及活動に取り組んでいるところでございます。しかし税制面においては、LPGガスは天然ガスと同様の扱いになっていなく、今後LPGガスが地球環境対策に貢献するに当たって足かせとなっております。税制による刺激策を講ずることにより、ぜひ普及促進が図れるようにしていただきたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思っております。LPGガスは生産から燃焼までを総合した評価手法であるLCA分析で、都市ガスと同様CO₂の排出が最も少ない化石燃料の1つとなっております。

次に、燃料電池について申し述べたいと思っております。6ページをお開きいただきたいと思っております。燃料電池は、我が国が技術をもって地球環境問題の解決に臨む切り札の1つであり、世界的にも注目されているところでございます。CO₂の削減効果は、右下にございますように20%から30%、2030年度には家庭部門で250万台の普及が期待されておるところでございます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。本年度から本格販売され、LPGガス業界としても体制を整え、現在取り組んでいるところでございます。政府から補助金による支援もなされておりますが、左下の数値に見られますように、補助金を差し引いた後でなお200万円前後の負担がかかり、今後のコストダウンが必要でございます。

そのためにも導入当初の大きな刺激策が必要で、補助金に加え税制による支援が必要で

ございます。しかし、現在その支援は、天然ガスを燃料とする燃料電池に限られております。家庭世帯数は都市ガスとL Pガスはほぼ同じでございます。L Pガスを燃料とする燃料電池についても、税制上の支援措置を講ずることにより、天然ガスとL Pガスの車の両輪がしっかりと動き、加速的な普及が行われるようにしていただきたいと思っております。

次にL P G、L Pガス自動車について申し述べたいと思っております。9ページをお開きいただきたいと思っております。L Pガス自動車は、L Pガスが代エネ法で石油に位置づけられていたことや、既にタクシーに普及していたことから既存技術とみなされ、現在次世代自動車とはなっておりません。

10ページをお開きいただきたいと思っております。今導入・普及を始めているL Pガス自動車は、キャブレター方式ではなく先進型の噴射方式によるもので、次世代自動車に相当するものと考えております。

11ページの排出量テスト結果に見られますように、C O₂の排出量がガソリン車に比べて6%から18%削減したとの結果が出ております。また、トヨタのプリウスをL Pガス用に改造した車による走行試験では、プリウスよりさらに9%のC O₂が削減されております。このようにL Pガス自動車を次世代自動車にし、ほかの次世代自動車と同様の税制措置を講ずることで、L Pガス自動車は次世代車の目標普及台数達成に貢献できるものと考えております。

12ページをお開きいただきたいと思っております。我が国ではL Pガス自動車は29万台と低迷しておりますが、2007年現在、世界では1300万台を超えるL Pガス自動車普及しており、この7年間で2倍になっております。

13ページをお開きいただきたいと思っております。ちなみにお隣の韓国では、政府による現実的な環境対策として、L Pガス自動車の普及を柱にして取り組んできた結果、1997年当時40万台に過ぎなかったL Pガス自動車が、現在230万台、全自動車の16%を占めるに至っております。政策のポイントは、燃料税に対する価格政策でございます。また、現代自動車ヒュンダイは今年、L P Gハイブリット車のライン生産・発売を開始しており、また来年にはもう1台、生産する予定にしていると聞いております。

14ページをお開きいただきたいと思っております。ここに示されておりますように、グローバルスタンダードとして、L Pガスは電気やC N G、バイオ燃料と同じ輸送用の代替燃料として位置づけられて、その普及促進が図られております。

最後になりますが、L Pガスも地球環境対策にしっかり貢献できるよう、税制面におけ

る環境整備をぜひお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

近藤政務官 ありがとうございました。

御丁寧な説明で 10 分ほどになってしまったものですから、重複部分を割愛して、それでない部分を恐縮ですが、簡潔に御説明いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

エルピーガス協会 社団法人エルピーガス協会の常務理事を務めております河合と申します。

私のほうからは、今日本 L P ガス協会のほうからいろいろ要望を出させていただきました。その中で、(社)エルピーガス協会の 3 ページをご覧いただきたいと思います。1 点要望させていただきたいと思います。

その前に、(社)エルピーガス協会は、ことしの 4 月に流通の 3 団体が合併してできた団体でございます。いわゆるお客様に結びついている団体、民生の卸売協会、それから小売の日本 L P ガス連合会、それとオートガス、タクシーの燃料が中心なんです、その L P ガススタンド協会、この 3 団体が 4 月に合併して現在に至っております。

今回 3 ページにございますように、私どものほうからは、いわゆる自動車用燃料の L P ガスに課されております石油ガス税の廃止という要望をさせていただいております。今 kg 当たり 17 円 50 銭、石油ガス税というのがかかっております。リッター当たりで 9 円 80 銭でございます。これがございますが、本則税でございます。これの廃止ということでございます。

要望の目的等々いろいろありますが、今 29 万台 L P G の車が走っておりますが、そのうちタクシーが 8 割ぐらいで、タクシーのほとんどが L P ガスの燃料を使っております。つまり極めて高い公共性を持っております。それと環境性のところについては、先ほど説明があったとおりでございます。

そういう中で、その要望目的の期待される効果、この中段より下にございますが、この石油ガス税を廃止して、L P ガス自動車の普及拡大を図っていくことが環境政策上も有効であると思っております。温室効果ガス 25%削減に、できるだけ貢献させていただければと思っております。

同じく天然ガスには、同様な税が課せられていないこともありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

近藤政務官 ありがとうございます。

それでは、先生方のほうから御質問をよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、きょうのヒアリングをこれで終えたいと思います。また明日予定されておりますが、また早朝からですけれども御足労いただければと思います。

なお、朝、自工会さんのほうからモーターショーの話がございました。今ちょっと事務方と調整しております、ずっと部屋の中で話ばかり聞いていても気分がうつうつとしますので、23日の金曜日の午後になろうかと思っておりますけれども、先生方の御日程もあろうかと思うのですが、その辺は委員長、北神筆頭理事とも御相談しつつ、経産委員の先生方を中心に御案内を出そうかなと。もしよろしければ御一緒に回っていただくように大臣官房のほうに調整していただいておりますので、ぜひ東京モーターショー、ご覧になっていない先生方はご覧いただければ大変勉強になると思います。23日です。オープンしてしまうと大変な騒ぎなので、いわゆるオープンの前日ということで今調整しているところでございます。追って大臣官房のほうから御連絡いたします。部屋の中にあるのもそれはそれと、現場を見るのも勉強ということでございますので、御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

閉 会